

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成29年2月2日(2017.2.2)

【公表番号】特表2016-511863(P2016-511863A)

【公表日】平成28年4月21日(2016.4.21)

【年通号数】公開・登録公報2016-024

【出願番号】特願2015-552784(P2015-552784)

【国際特許分類】

G 06 F 3/0484 (2013.01)

G 09 G 5/00 (2006.01)

G 09 G 5/10 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/0484

G 09 G 5/00 510 A

G 09 G 5/00 550 C

G 09 G 5/00 550 B

G 09 G 5/10 Z

【手続補正書】

【提出日】平成28年12月15日(2016.12.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ホログラフィックオブジェクトを表示して、物理環境を含む複合現実感環境を調整する方法であって、

ユーザーによって装着されるように構成され、コンピューティングデバイスに動作可能に接続されたヘッドマウントディスプレイデバイスを提供するステップであって、前記ヘッドマウントディスプレイデバイスは、複数のセンサーおよびディスプレイシステムを含む、ステップと、

前記センサーの1つまたは複数を介して前記物理環境から物理環境データを受信するステップと、

情報源から前記ホログラフィックオブジェクトを受信するステップであって、前記ホログラフィックオブジェクトは、前記情報源を特定するコンテンツプロバイダーIDと関連付けられている、ステップと、

前記情報源を特定する前記コンテンツプロバイダーIDに基づいて、信用レベルを前記ホログラフィックオブジェクトに割り当てるステップと、

前記信用レベルが信用レベル閾値未満である場合、

前記物理環境データに基づいて第1の組の安全性ルールを選択し、また前記ホログラフィックオブジェクトに対して保護的なレベルの表示制限を提供する、前記第1の組の安全性ルールを適用するステップと、

前記第1の組の安全性ルールに従って、前記ディスプレイシステムを介して第1レベルのリアリズムで前記ホログラフィックオブジェクトを表示するステップと、を備え

前記信用レベルが前記信用レベル閾値以上である場合、

前記物理環境データに基づいて第2の組の安全性ルールを選択し、また前記ホログラフィックオブジェクトに対して許容的なレベルの表示制限を提供する、第2の組の安全性

ルールを適用するステップと、

前記第2の組の安全性ルールに従って、前記ディスプレイシステムを介して前記第1レベルのリアリズムよりも大きい第2レベルのリアリズムで前記ログラフィックオブジェクトを表示するステップと

を備える、方法。

【請求項2】

前記物理環境データは、1つまたは複数の環境条件、ユーザー位置、1つまたは複数の位置に基づく制限から成るグループから選択される、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記1つまたは複数の環境条件は、日付、時刻、天候条件、周辺光レベル、及び周辺雑音レベルから成るグループから選択される、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記1つまたは複数の位置に基づく制限は、政府機関に基づく制限、および民間団体に基づく制限から成るグループから選択される、請求項2に記載の方法。

【請求項5】

視覚追跡情報、マイクロフォン情報、光学センサー情報、位置センサー情報、および生体情報から成るグループから選択されたユーザー行動データを受信するステップと、

ヒューリスティックス、行動推測テーブル、およびプログラムルールの1つまたは複数を使用して、前記ユーザー行動データに基づいて現在のユーザー行動を判定するステップと

をさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記第1の組の安全性ルールを適用するステップは、前記現在のユーザー行動に基づいて、前記第1の組の安全性ルールを選択するステップをさらに備え、

前記第2の組の安全性ルールを適用するステップは、前記現在のユーザー行動に基づいて、前記第2の組の安全性ルールを選択するステップをさらに備える、請求項5に記載の方法。

【請求項7】

前記ユーザー行動データに基づいて、かつヒューリスティックス、行動推測テーブル、およびプログラムルールの1つまたは複数を使用して、ユーザー意図を判定するステップをさらに備え、前記第1の組の安全性ルールを適用するステップは、前記ユーザー意図にも基づいて、前記第1の組の安全性ルールを選択するステップをさらに備え、前記第2の組の安全性ルールを適用するステップは、前記ユーザー意図にも基づいて、前記第2の組の安全性ルールを選択するステップをさらに備える、請求項5に記載の方法。

【請求項8】

前記ログラフィックオブジェクトは、保護的な安全性評価を含む第1のログラフィックオブジェクトのバージョン、および前記保護的な安全性評価とは異なる許容的な安全性評価を含む第2のログラフィックオブジェクトのバージョンを備える、請求項1に記載の方法。

【請求項9】

前記第1の組の安全性ルールを適用するステップは、前記第1のログラフィックオブジェクトのバージョンを選択するステップをさらに備え、前記第2の組の安全性ルールを適用するステップは、前記第2のログラフィックオブジェクトのバージョンを選択するステップをさらに備える、請求項8に記載の方法。

【請求項10】

複合現実感調整システムであって、

ユーザーによって装着されるように構成され、コンピューティングデバイスに動作可能に接続されたヘッドマウントディスプレイデバイスであって、前記ヘッドマウントディスプレイデバイスは、複数のセンサー、およびログラフィックオブジェクトを提示するためのディスプレイシステムを含む、ヘッドマウントディスプレイデバイスと、

前記コンピューティングデバイスのプロセッサーによって実行される複合現実感安全性プログラムであって、前記複合現実感安全性プログラムは、

—前記センサーの1つまたは複数を介して物理環境から物理環境データを受信し、

—情報源からログラフィックオブジェクトを受信し、前記ログラフィックオブジェクトは、前記情報源を特定するコンテンツプロバイダーIDと関連付けられており、

—前記情報源を特定する前記コンテンツプロバイダーIDに基づいて、信用レベルを前記ログラフィックオブジェクトに割り当て、

—前記信用レベルが信用レベル閾値未満である場合、

—前記物理環境データに基づいて第1の組の安全性ルールを選択し、また前記ログラフィックオブジェクトに対して保護的なレベルの表示制限を提供する、第1の組の安全性ルールを適用し、

—前記第1の組の安全性ルールに従って、前記ディスプレイシステムを介して第1レベルのリアリズムで前記ログラフィックオブジェクトを表示し、

—前記信用レベルが前記信用レベル閾値以上である場合、

—前記物理環境データに基づいて第2の組の安全性ルールを選択し、また前記ログラフィックオブジェクトに対して許容的なレベルの表示制限を提供する、第2の組の安全性ルールを適用し、

—前記第2の組の安全性ルールに従って、前記ディスプレイシステムを介して前記第1レベルのリアリズムより大きい第2レベルのリアリズムで前記ログラフィックオブジェクトを表示する

ように構成された、複合現実感安全性プログラムと
を備える、複合現実感調整システム。

【請求項11】

前記物理環境データは、1つまたは複数の環境条件、ユーザー位置、および1つまたは複数の位置に基づく制限から成るグループから選択される、請求項10に記載の複合現実感調整システム。

【請求項12】

前記1つまたは複数の環境条件は、日付、時刻、天候条件、周辺光レベル、および周辺雑音レベルから成るグループから選択される、請求項11に記載の複合現実感調整システム。

【請求項13】

前記1つまたは複数の位置に基づく制限は、政府機関に基づく制限、および民間団体に基づく制限から成るグループから選択される、請求項11に記載の複合現実感調整システム。

【請求項14】

前記複合現実感安全性プログラムは、
視覚追跡情報、マイクロフォン情報、光学センサー情報、位置センサー情報、および生
体情報から成るグループから選択されたユーザー行動データを受信し、

ヒューリスティックス、行動推測テーブル、およびプログラムルールの1つまたは複数
を使用して、前記ユーザー行動データに基づいて現在のユーザー行動を判定し、

前記現在のユーザー行動に基づいて前記第1の組の安全性ルールを選択し、

前記現在のユーザー行動に基づいて前記第2の組の安全性ルールを選択する
ようにさらに構成される、請求項10に記載の方法。

【請求項15】

前記複合現実感安全性プログラムは、
前記ユーザー行動データに基づいて、かつヒューリスティックス、行動推測テーブル、
およびプログラムルールの1つまたは複数を使用して、ユーザー意図を判定し、

前記ユーザー意図にもに基づいて、前記第1の組の安全性ルールを選択し、

前記ユーザー意図にもに基づいて、前記第2の組の安全性ルールを選択する、
ようにさらに構成される、請求項14に記載の方法。

【請求項 16】

前記ホログラフィックオブジェクトは、保護的な安全性評価を含む第1のホログラフィックオブジェクトのバージョン、および前記保護的な安全性評価とは異なる許容的な安全性評価を含む第2のホログラフィックオブジェクトのバージョンを備え、

前記複合現実感安全性プログラムは、

前記信用レベルに基づいて、前記第1のホログラフィックオブジェクトのバージョンを選択し、

前記信用レベルに基づいて、前記第2のホログラフィックオブジェクトのバージョンを選択する

ようにさらに構成されている、請求項10に記載の複合現実感調整システム。

【請求項 17】

複合現実感調整システムであって、

ユーザーによって装着されるように構成され、コンピューティングデバイスに動作可能に接続されたヘッドマウントディスプレイデバイスであって、前記ヘッドマウントディスプレイデバイスは、複数のセンサー、およびホログラフィックオブジェクトを提示するためのディスプレイシステムを含む、ヘッドマウントディスプレイデバイスと、

前記コンピューティングデバイスのプロセッサーによって実行される複合現実感安全性プログラムであって、前記複合現実感安全性プログラムは、

前記センサーの1つまたは複数を介して物理環境から物理環境データを受信し、

情報源からホログラフィックオブジェクトを受信し、前記ホログラフィックオブジェクトは、前記情報源を特定するコンテンツプロバイダーIDと関連付けられており、

視覚追跡情報、マイクロフォン情報、光学センサー情報、位置センサー情報、および生体情報から成るグループから選択されたユーザー行動データを受信し、

ヒューリスティックス、行動推測テーブル、およびプログラムルールの1つまたは複数を使用して、前記ユーザー行動データに基づいて現在のユーザー行動を判定し、

前記情報源を特定する前記コンテンツプロバイダーIDに基づいて、信用レベルを前記ホログラフィックオブジェクトに割り当てる

前記信用レベルが信用レベル閾値未満である場合、

前記物理環境データ及び前記現在のユーザー行動に基づいて第1の組の安全性ルールを選択し、前記第1の組の安全性ルールは、前記ホログラフィックオブジェクトに対して保護的なレベルの表示制限を提供しており、

第1の組の安全性ルールを適用し、

前記第1の組の安全性ルールに従って、前記ディスプレイシステムを介して第1レベルのリアリズムで前記ホログラフィックオブジェクトを表示し、

前記信用レベルが前記信用レベル閾値以上である場合、

前記物理環境データ及び前記現在のユーザー行動に基づいて第2の組の安全性ルールを選択し、前記第2の組の安全性ルールは、前記ホログラフィックオブジェクトに対して許容的なレベルの表示制限を提供しており、

前記第2の組の安全性ルールを適用し、

前記第2の組の安全性ルールに従って、前記ディスプレイシステムを介して前記第1レベルのリアリズムより大きい第2レベルのリアリズムで前記ホログラフィックオブジェクトを表示する

ように構成された、複合現実感安全性プログラムとを備える、複合現実感調整システム。

【請求項 18】

前記複合現実感安全性プログラムは

前記ユーザー行動データに基づいて、かつヒューリスティックス、行動推測テーブル、およびプログラムルールの1つまたは複数を使用して、ユーザー意図を判定し、

前記ユーザー意図にも基づいて、前記第1の組の安全性ルールを選択し、

前記ユーザー意図にも基づいて、前記第2の組の安全性ルールを選択する、

ようさらに構成される、請求項1-7に記載の方法。